

公有財産台帳の登載誤り

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | | | | | | | | | | |
|--------|--|----------|------------|---------------------------|-------|------|----|---------------------------------|----------|------------|---------------------------|---|
| 信太高等学校 | <p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>(注1) 厨房室 102.91㎡ 自動販売機 2台</td> <td>食堂、自動販売機</td> <td>(注2) 免除</td> <td>令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「厨房室73.47㎡自動販売機2台」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、年間使用料の免除に伴う登載が行われず「224,840円」のまま放置されていた。</p> | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | 建物 | (注1) 厨房室 102.91㎡ 自動販売機 2台 | 食堂、自動販売機 | (注2) 免除 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div> |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | | | | | | | |
| 建物 | (注1) 厨房室 102.91㎡ 自動販売機 2台 | 食堂、自動販売機 | (注2) 免除 | 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで | | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月30日まで）